

埼玉県航空・宇宙産業認証取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社 理事長（以下「理事長」という。）は、埼玉県内の中小企業者の航空・宇宙関連産業への新規参入及び事業拡大を支援するため、予算の範囲内において J I S Q 9 1 0 0 認証又は N a d c a p 認証の取得に係る助成金を交付することとし、そのために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であるものをいう。
- (2) J I S Q 9 1 0 0 認証とは、国際航空宇宙品質グループ（I A Q G : International Aerospace Quality Group）による国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムの日本規格をいう。
- (3) N a d c a p 認証とは、P R I（Performance Review Institute）が認定する国際航空宇宙産業特殊工程認証プログラムをいう。

(助成対象者)

第3条 埼玉県内に J I S Q 9 1 0 0 又は N a d c a p の認証を取得しようとする事業所を有する中小企業者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、最終審査日より2年以上前の取り組みに要した経費は除く。

(助成率及び助成上限額等)

第5条 助成額は、助成対象経費の総額の2分の1以内とし、150万円を上限とする。
2 前項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって助成金の額とする。

(助成金の交付候補の指定)

第6条 助成金の交付を受けようとする中小企業者は、あらかじめ助成金の交付候補としての指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定を受けようとする中小企業者は、J I S Q 9 1 0 0 認証又は N a d c a p 認証の最終審査日の30日前までに、助成金交付指定申請書（様式第1号）及び必要書類を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、申請内容を審査の上、交付指定の審査結果について交付候補指定結果通知

書（様式第2号）により、中小企業者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 助成金の交付候補の指定を受けた中小企業者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定める届により、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 助成事業の内容を著しく変更しようとする場合、または事業に要する経費の合計額を変更しようとする場合

事業変更届（様式第3号）

(2) 助成事業を休止し、または廃止しようとする場合

事業辞退届（様式第4号）

（助成金の交付候補指定の取消）

第8条 理事長は、助成金の交付候補指定を受けた中小企業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定取消等通知書（様式第5号）により当該助成金の交付の指定を受けた中小企業者に通知し、助成金の交付候補の指定を取り消すことができる。

(1) 助成対象事業を休止し、又は廃止した場合

(2) 虚偽の申請及び報告を行った場合

(3) その他、この要綱の規定に違反した場合

（助成金の交付申請）

第9条 認証を取得し助成金の交付を申請しようとする中小企業者は、J I S Q 9 1 0 0 又はN a d c a p の認証を取得した日から30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに、助成金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

（交付の決定及び助成金の額の確定）

第10条 理事長は、前条により提出された書類を審査し、申請内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内において交付の決定及び助成金の額を確定し、助成金交付決定通知書兼助成金額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（助成金の支払い）

第11条 助成金の支払いを受けようとする者は、助成金交付決定通知書兼助成金額の確定通知書（様式第7号）を受領した日から起算して5日以内に、請求書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。理事長は、提出された請求書に基づき助成金を交付するものとする。

（報告の要求及び調査）

第12条 助成事業の適正を期すため、理事長は助成金の支払いを受けようとする中小企業者もしくは助成金の支払いを受けた中小企業者に対して報告を求め、又は公社職員を派遣し、調査もしくは関係者に質問することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は取引振興部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

施行前に助成金の交付候補として指定を受けた者が施行後に助成金の交付申請を行う場合は、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

助成対象経費

内 容	
1	<ul style="list-style-type: none">・ J I S Q 9 1 0 0 認証取得に係る<ul style="list-style-type: none">申請料 (申込料)審査料 (書類審査、予備審査、本審査の各審査費用)認証料 (初回登録料) ・ J I S Q 9 1 0 0 認証取得のための<ul style="list-style-type: none">コンサルティング費内部監査員養成研修費
2	<ul style="list-style-type: none">・ N a d c a p 認証取得に係る<ul style="list-style-type: none">申請料 (申込料)審査料 (書類審査、予備審査、本審査の各審査費用)認証料 (初回登録料)翻訳料通訳料 ・ N a d c a p 認証取得のための<ul style="list-style-type: none">コンサルティング費
<p>※消費税及び最終審査日より2年以上前の取り組みに要した経費は、助成対象外とする。</p>	